

誰でも簡単に儲かる?! 情報商材に関するトラブルにご注意!

インターネット上で販売されているお金の儲け方等の情報を「情報商材」と呼びます。

情報商材の販売サイトでは、簡単な作業で大金を手に入れた人が実在しているかのような広告を行い、「簡単に」「短時間で」「儲かる」等の言葉を強調することで、手早く稼ぎたいという人間の心理につけ込みます。

相談事例 簡単に儲かる! 返金保証あり!のはずが...

副業サイトで、儲け方のノウハウが書いてあるという情報商材を20万円で販売していた。「絶対に儲かる!手軽に月収100万円!稼げなかった場合は返金保証」とあったので、信じて購入した。しかし、書かれている内容は安く仕入れて高く売ればよいという当たり前の情報だった。返金を申し出たが返金されない。騙された。(30代男性)



インターネット上の取引は「通信販売」に該当し、クーリング・オフ制度が適用されません。事業者が返品可否等の特約を設けている場合はそれに従うことになります。情報商材の場合、情報は提供済みという理由で返品・返金を認めないケースがほとんどです。

アドバイス

◆購入するときは、慎重な判断を!

情報商材は、購入するまで内容を確認できないため、広告や事前の説明と違って、実際にはあまり価値のない情報であったというトラブルが絶えません。

◆事業者の名前、住所、電話番号等の記載があるか確認する!

通信販売で商品やサービスを販売する際は、事業者の情報(名称、代表者名、住所、電話番号等)の表示が義務付けられていますが、情報商材の販売事業者の多くは、それらを公表していません。トラブルになった際の連絡手段がメールのみということが多く、返信がない場合は交渉手段がなくなります。

◆簡単に高収入を得られることを強調する広告・宣伝をうのみにしない!

情報商材の広告では、簡単な作業で大金を手に入れた人が実在しているかのような広告を行って、「100%元がとれる」「返金保証がある」等と宣伝していますが、約束が守られない事例も多いです。安易に信用しないように注意しましょう。

困ったこと、不審に思うことがある場合は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。
局番なし☎188(消費者ホットライン)にかけると、お住まいのお近くの相談窓口につながります。

